第三十一条の八第一項中「第七十七条の三十五の九第一項前段」を「第七十七条の三十五の十二第一項前段」に、「都道府県知事」を「国土交通大臣等」に改め、同条第二項中「第七十七条の三十五の九第一項後段」を「第七十七条の三十五の十二第一項後段」に、「都道府県知事」を「国土交通大臣等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十二第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その構造計算適合性判定業務規程を関係委任都道府県知事（その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならない。

第三十一条の九中「第七十七条の三十五の九第二項」を「第七十七条の三十五の十二第二項」に改め、同条第二号中「所在地」の下に「及びその事務所が構造計算適合性判定の業務を行う区域」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　法第七十七条の三十五の十五各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項

第三十一条の九第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　構造計算適合性判定員の配置に関する事項

第三十一条の九の次に次の一条を加える。

（掲示の記載事項及び様式）

第三十一条の九の二　法第七十七条の三十五の十三の規定による国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定の番号

二　指定の有効期間

三　機関の名称

四　代表者氏名

五　主たる事務所の住所及び電話番号

六　委任都道府県知事

七　取り扱う建築物

2　法第七十七条の三十五の十三の規定により指定構造計算適合性判定機関が行う掲示は別記第十号の六の二様式によるものとする。

第三十一条の十第一項中「第七十七条の三十五の十第一項」を「第七十七条の三十五の十四第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

第三十一条の十第一項第二号を削り、同項第三号中「構造計算適合性判定の求めを受けた」を「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請を受理した年月日及び法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第四項の規定による通知を受けた」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「行った」を「実施した」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「通知書」の下に「の番号及びこれ」を加え、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　構造計算適合性判定の業務に関する手数料の額

第三十一条の十第二項中「第七十七条の三十五の十第一項」を「第七十七条の三十五の十四第一項」に改め、同条第三項中「第七十七条の三十五の十第一項」を「第七十七条の三十五の十四第一項」に、「第三十一条の十三」を「第三十一条の十四」に改める。

第三十一条の十一第一項中「第七十七条の三十五の十第二項」を「第七十七条の三十五の十四第二項」に、「第二条第二項（施行規則第三条の四第四項において準用する場合を含む。）」を「第三条の十において準用する施行規則第三条の七（施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。）」に改め、「並びに構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の写しその他構造計算適合性判定のための審査の結果を記載した図書」を削り、同条第二項中「図書」の下に「及び書類」を加え、同条第三項中「第七十七条の三十五の十第二項」を「第七十七条の三十五の十四第二項」に、「第十八条の二第三項」を「第十八条の二第四項」に、「第六条第八項、法第六条の二第五項」を「第六条の三第四項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（書類の閲覧等）

第三十一条の十一の二　法第七十七条の三十五の十五第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　定款及び登記事項証明書

二　財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書

三　法人である場合にあっては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類

四　法人である場合にあっては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

五　法人であって、その者の親会社等が指定確認検査機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

2　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五第一号及び前項第二号に定める書類を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく構造計算適合性判定の業務を行う事務所ごとに備え置くものとする。

3　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五第二号及び第三号並びに第一項第一号及び第三号から第五号までに定める書類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。

4　法第七十七条の三十五の十五各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ構造計算適合性判定の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は磁気ディスクに記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5　指定構造計算適合性判定機関は、第二項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所に備え置くものとする。

6　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五各号の書類（第四項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規則を定め、構造計算適合性判定の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（監督命令に係る公示の方法）

第三十一条の十一の三　法第七十七条の三十五の十六第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一　監督命令をした年月日

二　監督命令を受けた指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあっては代表者の氏名

三　監督命令の内容

四　監督命令の原因となった事実

（委任都道府県知事による報告）

第三十一条の十一の四　法第七十七条の三十五の十七第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について、文書をもって行うものとする。

一　立入検査を行った指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地

二　立入検査を行った年月日

三　法第七十七条の三十五の十七第二項に規定する事実の概要及び当該事実を証する資料

四　その他委任都道府県知事が必要と認めること